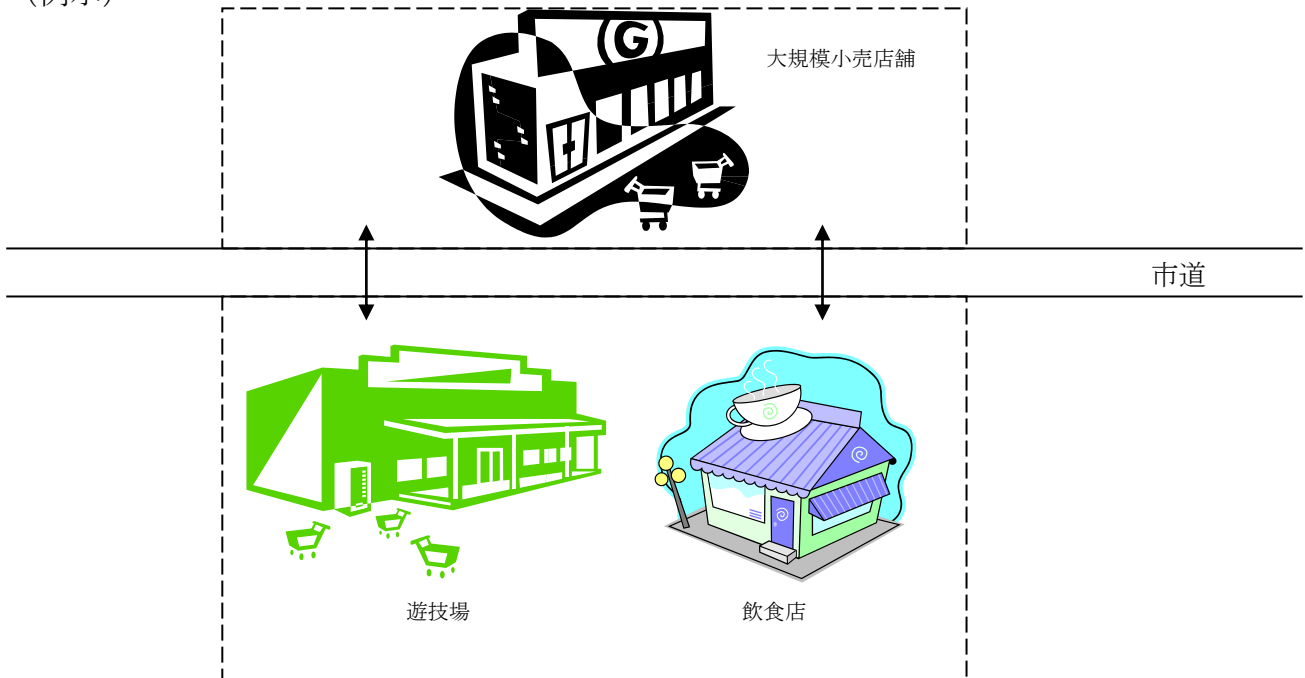


【対象施設の考え方】

複数の集客施設を併設し、公道等により施設敷地が分割される場合でも、一体的な開発とみなされる場合は、対象となります。

(例示)



【地域懇談会関係】

懇談会開催の協議窓口となる商工団体は

参考資料で添付しています県内商工会一覧、県内商工会議所一覧により窓口となる該当商工団体を確認してください。

懇談会の構成員は

地元商工団体と協議のうえ、立地商工団体（立地市町村に複数の商工団体が存する場合には、該当する商工団体）、市町村、設置者、店舗運営責任者（地域貢献活動担当者）、テナント代表を基本に、必要に応じ、店舗立地位置により近隣の市町村及び商工団体、地域貢献活動内容により周辺の学校関係者等を加えてください。

※複数の商工団体が存する市町村（H22.4.1 時点）

日立市：日立商工会議所、日立市十王商工会

水戸市：水戸商工会議所、水戸市常澄商工会、水戸市内原商工会

石岡市：石岡商工会議所、石岡市八郷商工会

土浦市：土浦商工会議所、土浦市新治商工会

筑西市：下館商工会議所、筑西市商工会

古河市：古河商工会議所、古河市商工会

### 懇談会の開催時期は

計画書の提出時期前までに懇談会を開催し、地域の意向等を踏まえた計画書を作成することとなっています。

最初に懇談会を開催する場合は、構成員の人選や開催の日程調整が必要となりますので、早めに商工団体と相談のうえ開催してください。

### 懇談会の進め方は

特定大型店設置者が主催者として懇談会を進行してください。

進め方としては、設置者が計画書案を懇談会参加者に説明し、参加者と意見交換を行ってください。

設置者は、出された意見で直ぐに対応できるものについては計画書に反映してください。なお、直ぐに対応が難しいものについては、次年度以降の計画に反映できるか検討してください。

※本ガイドラインは、特定大型店舗の地域と連携した自主的な地域貢献活動を促進することを目的としておりますので、できる限り対応してください。

### 【地域貢献活動計画書関係】

#### 地域貢献活動計画書の活動計画は全ての項目の記入が必要か

項目は、県として期待する取り組み項目や内容を例示しています。

地域の実情や施設の形態等を勘案し、できるだけ多くの項目・内容に積極的に取り組んでください。

※記載例は、参考に全ての取り組み項目を記載しています。

#### 特定大型店舗に対象とならない店舗の取り扱いについては

平成 19 年 4 月以降、「大規模小売店舗立地法の届出手引書」へ取組事例を例示し、大規模小売店舗立地法の届出書の添付書類に地域貢献活動の取組について記載を求めています。

平成 22 年 4 月 1 日以降も、引き続き特定大型店に対象とならない大規模小売店舗についても、届出時に添付書類として地域貢献活動計画(様式第 1 号別紙)の提出を求めています。なお、この場合は、地域懇談会の開催、実施状況報告書の提出は求めません。